



これは社会福祉協議会のシンボルマークで、社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

## 米子市がめざす地域福祉計画の基本理念は

『誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり』

です

### (1)この会の目的

車尾公民館の対象区域内における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (2)目的達成のための事業

事業	備考
初盆供養	該当者宅へお供え品
敬老会	毎年、9月に市内で
給食サービス	在宅福祉員による毎月1回
歳末助け合い運動	寝たきり高齢者慰問
新春シルバー学級	毎年、1月に新年の集いとして

### (3)この会の構成団体等

- ・自治連合会
- ・身障者協会
- ・在宅福祉員会
- ・民生児童委員協議会
- ・地域福祉協力者
- ・えがおの会
- ・自治会代議員
- ・小学校PTA
- ・
- ・老人クラブ連合会
- ・保健推進員会



### (4)本会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾地区社会福祉協議会と称し、事務局を車尾公民館に置く。

(構成)

第2条 この会は、1所帯1会員とし、車尾地区（公民館事業の主な対象区域）の全世帯をもって構成する。

(目的)

第3条 この会は、車尾地区における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって地域福祉の増進を図り、民生安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉事業に関する調査、研究及び総合的企画並びにその実施促進
- (2) 関係団体相互の連絡調整
- (3) 社会福祉事業に関する啓発宣伝
- (4) 生活困窮者、障がい者、保護児童、母子世帯、遺族引揚者等の更生保護の助成
- (5) 社会福祉事業に関する会合の開催及び協賛
- (6) 保健衛生との連絡調整
- (7) 募金並びに資金造成実施協力
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

(役員の種類及び定数)

第5条 この会に次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 ・理事 若干名
- ・代議員 若干名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代議員の中から代議員会において選出する。

2 理事は、下記の者をもって充てる

- ・自治連合会会長，副会長 ・民生児童委員協議会長，副会長
- ・在宅福祉委員会会長 ・地域福祉協力者

3 監事は、代議員会で会員中より選任する。

4 代議員は、各自治会より自治会長の推薦する者及び社会福祉関連団体の代表者で、理事会の推薦する者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、諸般の会務を掌理する。

4 監事は、会計及び業務の執行状況を監査する。

5 代議員は、代議員会を構成してその権限に属する事項及びその他の重要事項を審議する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、その職務において役員たるものを除いて2年とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議の種類)

第9条 この会は、代議員制とし、会議は代議員会及び理事会とする。

2 会議は、会長がこれを招集しその議長となる。

(会議の開催)

第10条 代議員会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じてこれを開く。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、必要に応じてこれを開く。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 会則の改廃は、代議員の出席者数の3分の2以上をもって決議する。

(決議の方法)

第 11 条 会議の決議は、出席者の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 止むを得ない理由のため会議に出席できない役員は、予め通知された事項につき書面をもって評決を為し、または代理人に委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。
- 3 会長は、理事会の権限に属する緊急かつ簡易なものについては、書面で賛否を求め会議に代えることができる。

(代議員の権限)

第 12 条 代議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 財産の処分
- (3) 事業計画の承認
- (4) 予算の議決及び決算の認定
- (5) その他会長が附議する事項

(理事の権限)

第 13 条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 諸内規の制定ならびに改廃
- (2) 予算決算の編成
- (3) 事業計画の策定
- (4) 代議員会に附議する事項
- (5) 代議員会の議決で委任された事項
- (6) その他会長が附議する事項

(顧問)

第 14 条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(資金の種類)

第 15 条 この会は、一般会計および特別会計をもって運用する。

- (1) 一般会計
  - a 会費
  - b 負担金、補助金および交付金
  - c 繰入金
  - d 共同募金の配分金
  - e その他の収入
- (2) 特別会計
  - a 各種寄付金をもってあてる
  - b 一般会計、その他必要な事業への繰り出し

(経費の支弁)

第 16 条 この会経費は、資金をもって支弁する。

(予算および決算)

第 17 条 この会の毎年度の歳入歳出予算は、代議員会の議決を経てこれを定め、歳入歳出の決算は、その年度終了後監事の監査を受け代議員の承認を得るものとする。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(部会)

第 19 条 この会に事業執行上必要な部会を置くことができる。

- 2 部会の規定は別に定める。

(事務局)

第 20 条 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、昭和 51 年 6 月 23 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 従前の会則は廃止する。
- 3 この会則の施行の際、現に役員であった者は、この会則の規定により選任されたものとみなす。
- 4 一部改正（平成 3 年 6 月 26 日）
- 5 一部改正（平成 7 年 6 月 5 日）
- 6 一部改正（平成 11 年 5 月 10 日）
- 7 一部改正（平成 13 年 5 月 21 日）
- 8 一部改正（平成 16 年 5 月 31 日）